

基本方針③ 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R5)			成果の目標値 (R6)	令和5年度実施計画	令和5年度実施状況	令和6年度実施計画
									指標名	令和5年度目標値または活動指標	令和5年度実績値	令和5年度評価 (A~E)	令和6年度目標値または活動指標				
1	学校教育の充実	小中一貫教育推進事業 小中一貫コミュニティ・スクール推進事業	教育政策課 地域教育連携室	生きる力を身に付けた子どもの育成に向けて、学園ごとに共通の目標を設定し、その実現のために協働して義務教育9か年で一貫したカリキュラムのもと教育活動を実施する小中一貫教育を推進する。また、家庭・地域と協働する小中一貫コミュニティ・スクールを目指し、①つなぎ役となる学園コーディネーターの配置 ②学園運営協議会の設置による保護者・地域住民の参画などにより効果的な学園運営を行う。	●	●			全国学力・学習状況調査の標準化得点	小6時標準化得点の中1時維持向上	△4	B	小6時標準化得点の中1時維持向上	引き続き、義務教育9か年で一貫したカリキュラムのもと教育活動を実施する小中一貫教育を推進し、さらに充実したものとする。(コミュニティ・スクールについては、地域教育連携室へ移管。)	令和4年度に引き続き、全学園で小中一貫コミュニティ・スクールを基盤とした学園運営協議会を継続して開催。学校・家庭・地域で育てる目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりに取り組んだ。また、地域学校協働活動と一体的に推進し、地域との連携強化を図った。(令和5年度から「小中一貫コミュニティ・スクール教育推進事業」に名称を変更。地域教育連携室に移管している)	引き続き、小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を行い、子どもたちの学びの充実やふるさと愛の向上を図る。	
2		学力向上支援事業	教育政策課	「確かな学力」の育成や特別な支援を要する児童生徒への指導のため、指導方法の工夫改善に取組む小中学校に対して学力向上支援教員を配置して、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	●	●	●	全国学力・学習状況調査の標準化得点	全学年全教科標準化得点100以上	97		B	全学年全教科標準化得点100以上	指導方法の工夫改善に取組む小中学校に対して22人の学力向上支援教員を配置して、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	指導方法の工夫改善に取組む小中学校に対して21人の学力向上支援教員を配置するとともに、全校のデジタル教材活用等を支援する教員業務指導員(1人)により、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	指導方法の工夫改善のため、小中学校に対して17人の学力向上支援教員を配置するとともに、全校のデジタル教材活用等を支援する教員業務指導員(1人)により、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充実を図る。	
3		学校支援ボランティア事業	地域教育連携室	小・中・義務教育学校が地域住民・保護者・市内近隣の大学との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力してもらえる人材を発掘、活用することで地域の教育力を活かし、教育活動の更なる充実を図る。	●	●	●	ボランティア延べ人数	3,690人	3,340人		B	3,500人	市立学校が地域・保護者・大学との連携を図り、学校のニーズに合ったボランティアの派遣に対して補助を行う。	市立学校が地域・保護者・大学との連絡調整を行い、学校のニーズに合った多くのボランティアが参加した。	市立学校が地域・保護者・大学との連携を図り、学校のニーズに合ったボランティアの派遣に対して補助を行う。	
4		学校情報化事業	学校整備プロジェクト室	小・中・義務教育学校の教職員及び児童生徒が、パソコン等のICT機器を活用できるよう保守管理及び機器の導入・更新を行う。	●	●		授業がわかりやすいと感じる子どもの割合	90%	94%		A	90%	タブレット端末の更なる有効活用できるよう、昨年度に引き続き教職員の研修を行う。昨年度までに導入した、タブレット端末、大型提示装置、デジタル教科書、学習支援ソフトなどについて活用を促進する。	市立学校においてICT機器を活用することができるよう保守管理を行った。また、教職員向け研修や、ICT支援員による学校支援により、各種デジタル機器の活用促進に努めた。	タブレット端末の更なる有効活用できるよう、昨年度に引き続き教職員の研修を行う。令和6年度より新たに開設したICT運営支援センターを活用し、さらなる学校支援を促進する。	
5		ALT派遣事業 R6より「外国語教育支援事業」に変更	地域教育連携室	小・中・義務教育学校の外国語活動及び外国語科において、発達段階に即した効果的かつ継続的なALTの活用を図ることで、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく身に付けた「生きて働く英語を使える宗像の子」の育成を図る。	●	●		「英語勉強好き」の中3の割合	80%	72%		B	80%	(R5から地域教育連携室へ)	ALTを配置し、4技能をバランスよく育む授業を通し、外国語で多様な人々と進んでコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成を行った。	ALT派遣事業は、R6より名称を「外国語教育支援事業」に変更。ALTが担ってきた役割をICTを活用することで補いながら、イングリッシュ・キャンプ事業等を含む外国語教育支援事業を3~9年生を対象に拡充し、スモールグループで行う「話す」に特化した英語授業を展開する。	
6		人権教育事務	教育政策課	人権・同和教育の研究と推進を図るため、教職員や保護者を対象とした研修会や実践交流会を開催する。小・中・義務教育学校などにおいて、様々な人権問題を解消するために、市民活動団体などが行っている人権啓発活動の支援及び研修会などへの参加を行う。			●	研修内容を教育活動に活かした教職員の割合	100%	100%		A	100%	人権教育推進のため、教職員研修会・実践交流会を実施するとともに、様々な研修会等へ参加する。	人権教育推進のため、実践交流会は全教職員を対象に実施した。また、県内各地で行われる研修会等に参加した。	人権教育推進のため、教職員研修会・実践交流会を実施するとともに、様々な研修会等へ参加する。	
7		学校施設管理	学校管理課	児童・生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備する。	●	●		施設の不備による事故発生件数	0件	2件		B	0件	以下の改修工事を行う。 赤間小学校長寿命化改修工事 自由ヶ丘南小学校長寿命化改修工事 玄海中学校防水改修工事 大島ランチルーム空調機改修工事 そのほか必要に応じて施設の改修・修繕を行う。	以下の改修工事を行った。 赤間小学校長寿命化改修工事 自由ヶ丘南小学校長寿命化改修工事 玄海中学校防水改修工事 大島ランチルーム空調機改修工事 そのほか必要に応じて施設の改修・修繕を行った。	東郷小学校、赤間西小学校、中央中学校、自由ヶ丘中学校トイレLED整備工事 自由ヶ丘小学校防災機能強化工事	
8		学校保健事業	教育政策課	児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることができるよう、小・中・義務教育学校に学校医・薬剤師を配置し、健康診断を行う。 児童生徒の学校活動中における怪我・疾病に対して日本スポーツ振興センターの保険を適用することで治療費などに関する保護者の経済的負担を軽減する。	●	●	●	30日を超える入院が必要な事故件数	0件	1件		B	0件	市立学校に学校医及び薬剤師を配置し、児童生徒の健康状況を把握するための健康診断を行う。 また、児童生徒の学校活動中における怪我及び疾病に対し、保険申請を行うことで治療費の負担軽減を図る。	児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることができるよう、小・中・義務教育学校に学校医・薬剤師を配置するとともに、健康診断を実施した。 児童生徒の学校活動中における怪我及び疾病に対し、保険申請を行うことで治療費の負担軽減を図る。	市立学校に学校医及び薬剤師を配置し、児童生徒の健康状況を把握するための健康診断を行う。 また、児童生徒の学校活動中における怪我及び疾病に対し、保険申請を行うことで治療費の負担軽減を図る。	

基本方針③ 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R5)			成果の目標値 (R6)	令和5年度実施計画	令和5年度実施状況	令和6年度実施計画
									指標名	令和5年度目標値または活動指標	令和5年度実績値	令和5年度評価 (A~E)	令和6年度目標値または活動指標				
9	学校給食管理運営業務	学校給食管理運営業務	学校管理課	小・中・義務教育学校児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。生産者・家庭・地域と協働し、地産地消を通じた学校での食育に取り組む。和食給食・郷土料理給食などの提供を検討し、食文化や食の歴史の理解を進める。	●	●	●	●	学校給食による事故発生件数	0件	2件	B	0件	安全、安心な学校給食を提供するため、必要に応じて修繕や工事を外部委託し行う。備品については給湯器購入（赤間西小、東郷小）	安全、安心な学校給食を提供するため、必要に応じて修繕や工事を外部委託し行った。備品については更新計画に基づき整備した。	安全、安心な学校給食を提供するため、必要に応じて修繕や工事を外部委託し行った。備品については更新計画に基づき整備する。	
10	特別支援教育推進事業	特別支援教育推進事業	学校整備プロジェクト室	特別支援教育に対する保護者の理解を促し、特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう教育環境を整備する。	●	●	●	●	保護者が教育支援委員会の判定結果を考慮し、判定結果先に進学を決めた児童生徒の割合	100%	91%	B	100%	特別支援教育に対する保護者の理解を促し、特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう教育環境を整備する。	就学相談（教育支援委員会）において253件の相談を受け、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の判断を行い教育環境を整備した。	特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズをとらえ、適切な学びの場で教育を受けられるよう教育環境を整備する。	
11	グローバル人材育成事業	グローバル人材育成事業	地域教育連携室	第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき、イングリッシュ・キャンプなどの事業を学校の教育課程に位置づけ、すべての子ども達がグローバル人材に求められる考え方やコミュニケーション能力を身につけることができるように、事業を推進する。	●	●	●	●	子ども関係施設での事業活動回数（年間）【活動指標】	30回	53回	A	55回	「イングリッシュ・キャンプ」については、小学4年生に加え、中学1年生にも対象を拡大して実施する。また、小学3・5・6年生については、「ミニ・イングリッシュ・キャンプ」として、学校へ向かい授業を行う。「むなかた子ども大学」については、メインキャンパスへの参加者数の増員と内容の充実を行うとともに、特設講座を年間を通して実施することで、子ども達が学びたいときに学べる環境を整備する。	「イングリッシュ・キャンプ」については、小学4・7年生での実施に加え、小学3・5・6年生については、学校に向かい、「ミニ・イングリッシュ・キャンプ」を実施。「むなかた子ども大学」の取組みの一貫として、校区、宗像等の人・もの・ことから「学ぶ」「体験する」講座を「むなかた子ども大学の日」として、すべての市立小学校・義務教育学校で開講し、子ども達が学べる機会の充実を図った。	「むなかた子ども大学」の取組みの一貫として、市立小学校・義務教育学校で「むなかた子ども大学の日」として、様々な学びや体験の機会を提供する。また、「むなかた子ども大学」のメインキャンパスで連携する企業や団体等で働く人を講師として学校へ派遣するキャリア教育支援を実施する。	
12	幼児教育・保育	幼児教育振興事業	子ども育成課	幼児教育の多様な展開に対応するため、保育士と幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図り、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・義務教育学校の連携・接続を強化し、小学校生活に活かせるようにする。家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。幼児教育と小学校教育の連携を強化し、円滑な接続を図るため、宗像市幼児教育振興プログラムに基づく施策を推進する。保幼認小義連携だよりの発行やHPの活用により、保幼認小義の連携・接続強化の取組みを広く周知する。保育参観事業及び小学校統一入学説明会の実施を推進する。「一入学説明会の実施を推進する。「保幼認小義接続期における学びのめやす」などの活用による家庭と保幼認小義の幼児教育の協働を推進する。	●	●	●	●	保幼認小義連絡会、保幼認連絡会、保育士・幼稚園教員研修会の参加者数	300人	334人	A	300人	幼児教育振興プログラムの推進を図るため幼児教育審議会の進行管理を行い、研究協議会では委員と具体的な施策の協議・検討を行い、幼児教育の充実を図る。保育者の資質及び専門性の向上を図る研修や保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校の連携・接続の強化のための研修会を実施する。リーフレット「楽しい小学校生活に向けて」を関係者や年長児の保護者に配布し活用を促す。「保育の日」の実施期間を拡大する。「保育の日」「学校の日」の周知方法を工夫し、保幼認小の連携・接続の強化を図る。	幼児教育振興プログラムの推進を図るため幼児教育審議会の進行管理を行い、研究協議会では委員と具体的な施策の協議・検討を行い、幼児教育の充実を図る。保育者の資質及び専門性の向上を図る研修や保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校の研修会は、可能な限り同じ先生に参加してもらうことで相互理解を図り、幼児教育及び学校教育の充実を図ることができた。リーフレット「楽しい小学校生活に向けて」を関係者や年長児の保護者に配布し活用を促す。「保育の日」の実施期間・実施園を拡大し、周知方法を工夫し、保幼認小の連携・接続の強化を図る。	幼児教育振興プログラムの推進を図るため幼児教育審議会の進行管理を行い、研究協議会では委員と具体的な施策の協議・検討を行い、幼児教育の充実を図る。保育者の資質及び専門性の向上を図る研修や保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校の連携・接続の強化のための研修会を実施する。リーフレット「楽しい小学校生活に向けて」を関係者や年長児の保護者に配布し活用を促す。「保育の日」の実施期間・実施園を拡大し、周知方法を工夫し、保幼認小の連携・接続の強化を図る。	

基本方針③ 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R5)			成果の目標値 (R6)		令和5年度実施計画	令和5年度実施状況	令和6年度実施計画
									指標名	指標値	令和5年度目標値または活動指標	令和5年度実績値	令和5年度評価 (A~E)	令和6年度目標値または活動指標				
13	環境の充実	私立幼稚園就園等補助事業	子ども育成課	地島地区に住む家庭の児童に対し質の高い教育・保育サービスの提供を行う。障がい・発達障がいを持つ児童を受け入れる幼稚園へ加配職員の人件費補助を行い、障がい・発達障がいを持つ児童の集団保育を促進する。	●	●			地島地区の希望児童の入所率	100%	100%	A	—	離島である地島において教育・保育サービスを継続するため補助制度により幼稚園の運営を支援する。各幼稚園へ加配職員の人件費補助を行い、障がい・発達障がいを持つ子どもが集団生活できる環境づくりを支援する。	離島である地島において教育・保育サービスを提供し続けるため補助制度により幼稚園の運営を支援した。各幼稚園へ加配職員の人件費補助を行い、障がい・発達障がいを持つ子どもが集団生活できる環境づくりを支援した。	令和6年度は入所希望児童が0人のため、休園とする		
14		無料職業紹介所	子ども育成課	保育士や教員等の就職希望者と、求人募集する保育所や幼稚園、認定こども園、学童保育所との調整を行い、スムーズな就職等を支援する無料職業紹介所を開設し、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の安定的な人材の確保を図る。	●	●			施設での面接件数	12件	16件	A	12件	電子化した登録手続きについて、HPや広報に掲載するなど、成果物のブラッシュアップとさらなる求職者の発掘につながるよう事業を実施する。引き続き、養成校・保育所との連携事業を展開し、学生の実習受け入れの増から就職面接につながる事業を展開する。	電子化した登録手続きについて、HPや広報に掲載し、R4における成果物のブラッシュアップと周知に力点を置いた事業を実施し、市内に限らず保育所への求職者について、名簿への登録・見学支援に繋げることができた。大学連携事業や本年度から開始した「ほいくフェア」から就職につながった。	電子化した登録手続きについて、HPや広報に掲載するなど、成果物のブラッシュアップとさらなる求職者の発掘につながるよう事業を実施する。引き続き、養成校・保育所との連携事業を展開し、学生や中途採用の就職につながる事業を展開する。		
15	育 幼 環 児 境 教 の 育 充 ・ 実 保	へき地保育所実施事業	子ども育成課	大島地区に住む家庭の児童が、質の高い教育・保育サービスの提供を受けることができ、保護者が安心して預けることができる状態を目指す。	●	●	●	●	大島地区の希望児童の入所率	100%	100%	A	100%	離島である大島において教育・保育サービスを提供し続けるため指定管理者制度を活用し運営を行う。	離島である大島において教育・保育サービスを提供し続けるため指定管理者制度を活用し運営を行った。	離島である大島において教育・保育サービスを提供し続けるため指定管理者制度を活用し運営を行う。		
16		小学生宿泊体験事業	教育政策課	小・義務教育学校児童が宿泊体験活動を通じて共同生活や学習活動を行い、他者と関わる力や集団生活におけるマナー、基本的な生活マナー、基本的な生活習慣を身につけることを目指す。	●	●			小学校宿泊体験実施学校数	15校	15校	A	15校	小中一貫教育の推進のため、事業を実施する学校に対して、宿泊費の補助を行う。	全宗像市立小学校・義務教育学校（前期）で事業を実施し、宿泊費の補助を行った。	小中一貫教育の推進のため、事業を実施する学校に対して、宿泊費の補助を行う。		
17		中学生職場体験事業（ワクワWORK）	地域教育連携室	中・義務教育学校生徒の職業観・勤労観を育み心豊かにたくましく生きる能力を養うため、市内事業所などの協力のもと、5日間の職場体験を行う。	●	●			将来の進路を考えるきっかけとなった生徒の数	中止	実施なし	—	—	中止	コロナで開催できない期間が続き、その間にコミュニティ・スクールが全学園に導入された。コミュニティ・スクールを活用した各学園の特色あるカリキュラムづくりを推進するうえで、ワクワワークを代替するカリキュラムを編成した学園がいくつかできた。また、コロナの影響により受け入れ困難な事業所も多くあったため、市としての全体事業は廃止し、各学園のカリキュラム編成の中で実施するか否かの判断を委ねている。	廃止		
18		世界遺産学習推進事業	地域教育連携室	世界遺産学習検討委員会を設置して、世界遺産学習に関する研究を行い、カリキュラムや教材を作成する。児童が世界遺産をはじめとする歴史文化について学習する際のバス代を助成する。世界遺産学習連絡協議会に加入して、他自治体と情報交換を行うとともに、本市について広くPRする。	●	●			「宗像沖ノ島と関連遺産郡」の体験学習実施校数	21校	バス利用11校 出前講座6校	B	計15校	中学校に対してもバス代の助成を行うことで、小学校から中学校にかけて世界遺産をはじめとする歴史文化に関する知識、理解を深め、郷土に対する誇りや愛着の醸成を図る。	市立小学校11校で実施があった。その他の学校については、出前講座などで世界遺産学習を行っている。	バス代の助成を市立小学校に対して行う。より多くの市立小学校が実際に現地を訪れることで世界遺産のまち宗像としての誇りや愛着の醸成を図る。		

基本方針③ 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)	成果の目標値 (R5)			成果の目標値 (R6)	令和5年度実施計画	令和5年度実施状況	令和6年度実施計画
									指標名	令和5年度目標値または活動指標	令和5年度実績値	令和5年度評価 (A~E)	令和6年度目標値または活動指標			
19	子どもの体験活動の推進 (学校)	学校図書館推進事業	図書課	子どもが、学校図書館を通して読書の楽しさを知ること、豊かな心の育成を図るとともに情報の利活用能力を養う。また、自ら考え、調べ、行動し、生きる力を身に付けさせる。学校・家庭・地域と協働し、児童生徒の読書活動、調べ学習を推進する。図書館の活用を推進することで、「読む力」と「調べる力」が身につく環境を提供する。	●	●			1学級当たりの図書館活用の時数	23時間	22時間	B	23時間	学校司書のスキルアップを図るため研修会を開催する。情報の利活用能力を養い調べ学習を推進するため市図書館を使った調べる学習コンクールを開催する。読む力、調べる力の育成のため、電子書籍の活用を推進する。	図書館利用指導のマニュアル作成、読書推進イベントの手法（ブックトーク）の2つをテーマに学校司書研修会を年6回開催した。市図書館を使った調べる学習コンクールに、市内小中学校から3,002作品の応募があり、45作品を全国コンクールに出品し、12作品が入賞・入選した。市立学校に電子図書館を導入するとともに児童生徒向けの資料を増冊し、利用指導を行い、読書活動や授業等での活用を図った。	学校司書のスキルアップを図るため研修会を開催する。情報の利活用能力を養い調べ学習を推進するため市図書館を使った調べる学習コンクールを開催する。読む力、調べる力の育成のため、紙の書籍と電子書籍の活用を推進する。
20		学校・家庭・地域連携食育推進業務	学校管理課	小・中・義務教育学校児童生徒が、生涯にわたり健康的で豊かな生活を送ることができるようになることを目指し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。学校給食を通して食育を推進する。学校・家庭・地域が連携し、地元産物を利用した和食・魚食事業を展開し、望ましい食習慣の理解を深めさせる。地元生産者と連携し、体験型の食育を推進することで、食についての関心を深め、子どもの郷土愛を育む。	●	●	●		事業を実施する小学校及び義務教育学校前期課程の割合	100%	93%	B	100%	地域生産者、家庭と連携した食育事業を小学校及び義務教育学校前期課程の全校で実施する。	地域生産者、家庭と連携した食育事業を小学校及び義務教育学校前期課程のほとんどの学校で実施できた。	地域生産者、家庭と連携した食育事業を市内小中学校の全校で実施する。
21		市民文化芸術活動推進事業	文化スポーツ課	子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験する環境を宗像ユリックスを中心に創出する。そのきっかけ作りとして保育所・幼稚園・小学校・中学校等の身近な場所でのアウトリーチ事業を継続して実施する。また、宗像市文化協会が実施する伝統文化出前授業をサポートする。文化芸術の将来の担い手を育成するため、吹奏楽祭や子ども芸術祭を継続して実施し、発表の場を創出する。	●	●			事業の参加者（アウトリーチ、吹奏楽祭、子ども芸術祭、伝統文化出前授業）	①小中高の学校での文化活動支援を5校以上で実施する。 ②子ども芸術祭を見直し展示等新たな取り組みを実施する。	①自由ヶ丘南小・大島里中・自由ヶ丘中・吉武小の5校で実施 ②展示はできなかったが、司会を城山中放送部に依頼した	B	①小中高の学校での文化活動支援を5校以上、年10回以上実施する。(要求水準) ②子ども芸術祭の司会は、引継ぎ市内の小中学校放送部に依頼し、展示部門の新設を行う。	宗像ユリックスにおいて子どもたちが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を増やすために、幅広く様々な事業を実施する。学校の文化芸術教育支援として、市内の小・中学校、高校等の教育プログラム及び部活動を支援する。	「キッズ・フェスティバル」や「プラネタリウムコンサート」「大鉄道展」「リトの葉っぱ切り絵展」などの新規事業を開催し、子どもたちが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を創出した。また、開館35周年の記念事業を年間通して開催。アドバイザリー事業や屋外フェスなどの共催事業を積極的に行い、賑わいの創出、新たな顧客獲得につなげた。	中学校吹奏楽部を対象に宗像ユリックスで楽器ごとに専門の指導者から指導を受けることができる「パートクリニック」や中学校での巡回クリニックを実施する。また、中学文化部活動に対して、地域移行等の事業構築を行う。宗像ユリックスにおいて、指定管理者と協働して、親子で鑑賞・体験できる様々な事業を引き続き実施する。
22	相談発達制	教育サポート室エール運営事業	子ども支援課	教育サポート室エールを設置・運営し、不登校の児童生徒の特性に応じた教科学習活動や体験活動等を行い、コミュニケーション力の向上等を通じて社会的な自立ができるように支援する。	●	●	●		新学期開始時点での学校復帰率・進学率	70%	71.9%	A	70%	不登校の子どもに対して、教育サポート室エールでは学校復帰に向けた支援を継続して実施する。また令和5年度開設した子どもの自立サポートセンターホープでは、引きこもり傾向の不登校の子ども居場所づくり、体験活動等を行うことで、心身の回復を図り、社会的自立を図る取り組みを行う。エール、ホープ、家庭訪問相談指導員、所属学校の連携を図り、不登校の子ども及びその保護者の支援を行う。	教育サポート室エールで、不登校の子どもに対して学校復帰に向けた支援を行った結果、学校復帰や進学につなげることができた。子どもの自立サポートセンターホープで、引きこもり傾向の不登校の子ども居場所づくり、体験活動等を行うことで心身の回復を図り、社会的自立を図る取組を行った。	不登校の子どもに対して、教育サポート室エールでは、学校復帰に向けた支援を継続して実施する。子どもの自立サポートセンターホープでは、引きこもり傾向の不登校の子ども居場所づくり、体験活動等を行うことで、心身の回復及び社会的自立を図る取組を行う。

基本方針③ 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)	成果の目標値 (R5)			成果の目標値 (R6)	令和5年度実施計画	令和5年度実施状況	令和6年度実施計画
									指標名	令和5年度目標値または活動指標	令和5年度実績値	令和5年度評価 (A~E)	令和6年度目標値または活動指標			
23	支援の実	教育相談事業	教育政策課	小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーなどの心の専門家を派遣し、学校の教育相談機能を高め、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決に繋げる。教育委員会に教育相談員を配置し、保護者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題の迅速な解決に繋げる。		●	●		相談解決率（教育相談員が対応した事案について解決または何らかの改善が図られた割合）	100%	100%	A	100%	中学校（義務教育学校後期を含む）においては、県費スクールカウンセラー派遣と市費による補填を継続する。小学校（義務教育学校前期を含む）においても、全校への県費スクールカウンセラー派遣とともに、希望校への市費スクールカウンセラー派遣を継続し、更なる教育相談体制の充実を図る。また、社会情勢の影響により相談件数の増加が予測されるため、関係各所との連携を図り対応する。スクールロイヤー制度も引き続き実施する。	中学校・義務教育学校（後期）においては、県費スクールカウンセラー派遣と市費による補填を継続する。小学校・義務教育学校（前期）においても、県費スクールカウンセラー派遣（全校）と市費スクールカウンセラー派遣（希望校）を継続し、更なる教育相談体制の充実を図った。相談内容に合わせ、関係各所との連携を図り対応した。不登校児童生徒等の学びの継続のため、後期から小学校へ1人、中学校へ1人、登校支援員を配置した。スクールロイヤー制度を実施した。	中学校・義務教育学校（後期）においては、県費スクールカウンセラー派遣と市費による補填を継続する。小学校・義務教育学校（前期）においても、県費スクールカウンセラー派遣（全校）と市費スクールカウンセラー派遣（希望校）を継続し、更なる教育相談体制の充実を図る。相談内容に合わせ、関係各所との連携を図り対応する。不登校児童生徒等の学びの継続のため、登校支援員を配置する（4月から中学校2校へ各1人配置）。スクールロイヤー制度も引き続き実施する。
24	子どもの権利啓	子ども基本条例啓発業務	子ども育成課	子ども関係施設関係者が、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解し子どもの育成ができるよう啓発活動を行う。			●		子ども関係施設に向けた啓発活動回数(年間)	5回	6回	A	5回	「宗像市子どもの権利の日」がある11月を中心に子ども関係施設、市教育子ども部等の職員へ子ども基本条例の研修を実施し、周知啓発を図る。	子ども基本条例パンフレットを子ども関係施設に配布するとともに、「宗像市子どもの権利の日」がある11月を中心に「子ども関係施設職員研修会」「市立学校での子ども基本条例に基づく取組」等を開催し、市職員へも周知を図る等様々な子ども関係施設職員に対して、条例の周知、子どもの権利啓発を図った。	「宗像市子どもの権利の日」がある11月を中心に子ども関係施設、市教育子ども部等の職員へ子ども基本条例の研修を実施し、周知啓発を図る。